

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和7年12月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500134 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（厚）第 2500046 号

第1 結論

請求者のA社（平成16年＊月＊日前は、B社、現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成17年1月1日から平成11年6月1日に訂正し、標準報酬月額を平成11年6月から同年9月までは28万円、平成11年10月から平成13年9月までは30万円、平成13年10月から平成15年8月までは32万円、平成15年9月から平成16年8月までは30万円、平成16年9月から同年12月までは26万円とすることが必要である。

平成11年6月1日から平成17年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成11年6月1日から平成17年1月1日まで
私は、平成11年6月1日からD職としてA社に勤務していたが、厚生年金保険には平成17年1月1日から加入した記録になっているので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間になるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、C社における請求者の雇用保険被保険者資格の取得年月日及び同社が加入しているE健康保険組合における請求者の被保険者資格の取得年月日は、いずれも平成17年1月1日と記録されており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、C社の事業主（以下「事業主」という。）は、請求者の請求内容どおりの届出を行っておらず、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答しており、同社から提出された請求者の賃金台帳によると、当該期間に支払われた給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、請求者は、給与明細書等を所持しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、請求者が名前を挙げた同僚を含め、請求期間にA社において厚生年金

保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、当該期間に請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかつた。

また、上述の同僚の回答又は陳述によると、請求期間当時、A社においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかつたことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらを総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定に該当しておらず、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

一方、上述の賃金台帳及び事業主の回答並びにオンライン記録により、請求者は、A社へ名称変更される前のB社に平成11年6月1日に入社し、請求期間において、厚生年金保険被保険者となる要件を満たした勤務実態があつたものと認められることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成17年1月1日から平成11年6月1日に訂正することが必要である。

また、上述の賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者の資格取得時及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額が確認できることから、請求者の標準報酬月額を、平成11年6月から同年9月までは28万円、平成11年10月から平成13年9月までは30万円、平成13年10月から平成15年8月までは32万円、平成15年9月から平成16年8月までは30万円、平成16年9月から同年12月までは26万円とすることが妥当である。